

令和4年1月1日施行開始！

電子帳簿保存法改正 のポイント

キークレア税理士法人
社員税理士 今井淑恵



KEYCREA

目次

- ◆ 電子帳簿保存法とは
- ◆ 電子帳簿保存法の改正のポイント
- ◆ ① 電子帳簿保存等保存の改正
- ◆ ② スキャナ保存の改正
- ◆ ③ 電子取引の保存要件について改正後の取り扱い



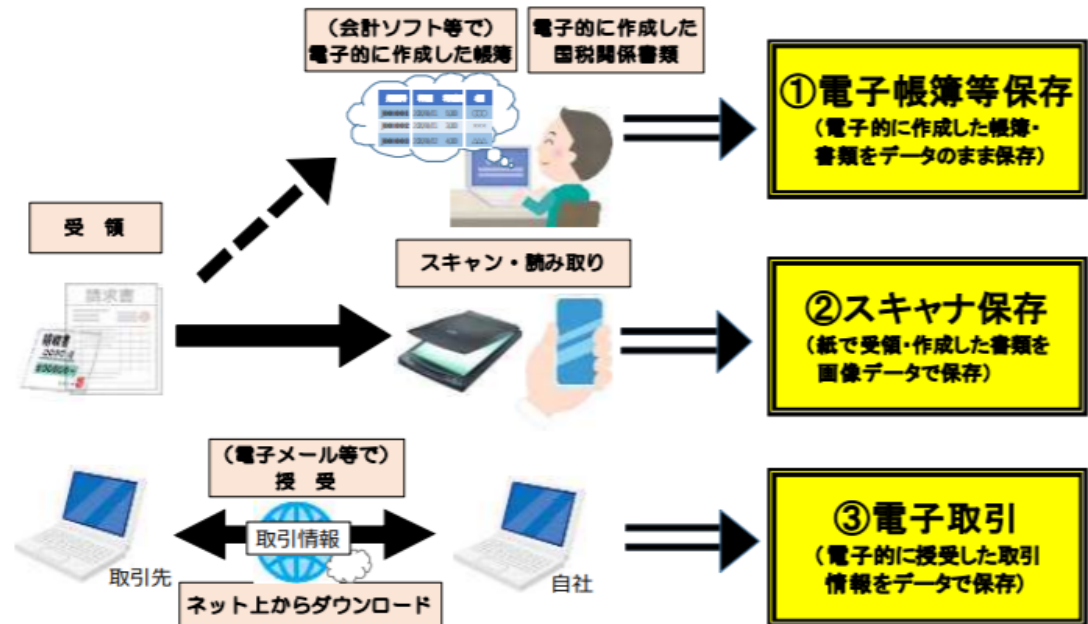
電子帳簿保存法とは

導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、
どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



電子帳簿保存法とは

決算関係書類（貸借対照表・損益計算書など）や各種帳簿（総勘定元帳・仕訳帳・現金出納帳など）といった紙での保存を原則としている税務関係書類を特例として、**電子データで保存してもいいと定められたものです。**

従来、会計帳簿や決算書といった書類は、紙での保存が基本でした。
そのため、電子データになっている文書をわざわざ印刷して、保存することを義務付ける企業も珍しくありませんでした。

電子帳簿保存法は、こうした手間の削減による業務の効率化、書類を管理する人の負担の軽減、保存場所の確保と紙や印刷にかかるコストの削減などを目的として定められたものです。



電子帳簿保存法の改正のポイント

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は大きく次の3種類に区分されます。

① **電子帳簿等保存**（電子データのまま保存）

⇒ 電子的に作成した帳簿・書類を**データのまま保存** …… 改正により**要件緩和**

② **スキャナ保存**

⇒ 紙で受領・作成した書類を**スキャン文書で保存** …… 改正により**要件緩和**

③ **電子取引**

⇒ 電子的に授受した取引情報を**データで保存** …… 改正により**要件緩和**と
要件の**一部強化！**

上記のうち③は、所得税と法人税を申告する**すべての事業者が対象**となります。

電子帳簿保存法の改正のポイント

①事前承認制度の廃止

税務署長の事前承認制度が廃止。
現行の運用開始3ヶ月前までの申請が不要になり、電子帳簿保存法に対応した会計ソフトやスキャナ等を導入次第、電子保存を開始できるように。

②タイムスタンプ要件の緩和

タイムスタンプ付与期間が3営業日以内から**最長2ヶ月+7営業日以内**にまで緩和。
また、スキャニング時の自署が不要に。
訂正または削除のログを確認できるシステムを利用した場合、タイムスタンプが不要。

③検索要件の緩和

検索要件が「取引年月日」「取引金額」「取引先」の**3つのみ**に変更。
ダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定および項目を組み合わせ条件を設定できる機能の確保が不要に

④スキャナ保存後 原本の廃棄が可能

相互けん制・定期検査および再発防止策の整備の要件が廃止に。
スキャナ保存後、書面とデータの同等確認を行えば、**すぐに書面原本を破棄**できます。

⑤電子取引データの 書面保存が廃止

電子取引の情報を書面で出力して電子データでの保存に代えることができなくなります。電子取引の情報は電子データでの保存が義務化され、**違反すると青色申告の承認の取消対象**となり得ます。

⑥不正に厳しい措置 重加算税+10%

保存要件が緩和される代わりに、不正に対して厳しい措置が整備されます。
電子データに関連して改ざん等の不正があった場合には、**通常加重算税の税率にさらに10%が加重**されます。



電子帳簿保存法の改正のポイント

**「スキャナ保存」か「電子取引」かで要件が異なりますので、
明確に意識して、間違えないように注意！**

1、そもそも“電子取引”とは？

取引情報の授受をデータで行う取引のこと。

2、じゃあ取引情報とは？

注文書や契約書、送り状、領収書、見積書などに通常記載される事項を指す。

3、つまり電子取引に該当するものは？

- ・電子メールにより受領した請求書や領収書等のデータ（PDFやJPEGなど）
- ・インターネットのホームページからダウンロード・スクリーンショットにより授受した請求書や領収書等のデータ
- ・電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- ・いわゆるEDIシステムを利用した取引
- ・クレジットカードや交通系ICカードの利用明細データ
- ・請求書や領収書等のデータをDVDなどの記録媒体を介して受領

など・・・

①電子帳簿保存等保存の改正

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること ”” 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	—
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	—
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		—	—※1	○※2

★改正のポイント★

- ・「優良帳簿」にかかる過少申告加算税の軽減措置が整備
- ・ペーパーレス化が進んでいない事業者向けに保存要件を緩和した新要件が設立

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考） 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

②スキャナ保存の改正

★改正のポイント★

- ・ タイムスタンプの期限が大幅に緩和
- ・ 紙原本の廃棄が可能に

		改正前	改正後
承認制度の廃止		運用開始の3ヶ月前までに申請書の提出が必要	税務署への 事前申請(承認) が 不要 に
タイムスタンプ要件	付与期限	タイムスタンプ付与「3営業日以内」、 記録事項の入力期間「最長2ヶ月+7営業日以内」	「 最長2ヶ月+7営業日以内 」に統一
	自署が不要	受領者自身がスキャニングする場合、自署が必要	自署が不要
	システム導入の場合 タイムスタンプ不要	すべてのスキャナ保存書類に タイムスタンプ付与が必要	記録事項の訂正・削除のログを確認できるシステム等を利用した場合、 タイムスタンプが不要
検索要件の簡素化		①「取引年月日」「取引金額」「取引先」の検索項目 ②その帳簿の種類に応じた主要な検索項目 ③日付または金額の範囲指定により検索 ④2つ以上の項目を組み合わせて検索	①「 取引年月日 」「 取引金額 」「 取引先 」の検索項目のみ (②の廃止) ※税務職員による質問調査権に基づくダウンロードの求めに応じる場合には③④が不要に
適正事務処理要件の廃止		適正事務処理要件を設け、事務担当者間でチェック機能を働かせる仕組みを講じる	適正事務処理要件が廃止され、相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等が不要に
原本の即時廃棄が可能に		定期検査が完了するまでの間、保管する必要がある	定期検査が廃止。スキャン後、原本を即時廃棄することが可能に
要件を満たしていない場合等		要件に従っていない場合、 スキャナ保存の承認を取り消し	データの改ざん等が把握された際は、 通常の重加算税にさらに10%分の金額が加算



②スキャナ保存の改正

スキャナ保存制度の要件が大幅に緩和され 現実的な選択肢となった！

訂正や削除の事実やその内容を確認できるようなクラウドなどに、スキャンしたものを2ヶ月と7営業日以内に保存した場合は、タイムスタンプの付与がいなくなりました。

クラウドや特別なツールを使用していない場合の、タイムスタンプが必要な状況は以下のとおりです。

- 1、紙などで受取った書類を、スキャンして保存するとき（スキャン保存）
⇒事務処理規定の作成の有無にかかわらず必要です。
- 2、メールにより受領した請求書や領収書等のデータを保存しておくとき（電子取引）
⇒事務処理規定を作成していない場合は必要です。（作成していればタイムスタンプ不要）

【注意】

気をつけるべきなのは上記 2 の部分で、これまでは紙に印刷しての保管が可能でしたが、
2022年1月1日以降は認められなくなります！！

③電子取引の保存要件について改正後の取り扱い

以下の4つの要件を満たす必要があります。

1、保存上の措置（4つのうち“いずれか”）

真実性の要件

④を満たせば、
タイムスタンプが無くても
良い！！

①タイムスタンプが付与された書類の受領

②タイムスタンプの付与

③訂正削除ができないまたは訂正削除の記録が残るシステムの利用

④電子取引データの訂正および削除の防止に関する事務処理規定の備え付け

2、関係書類の備え付け

3、見読性の確保

4、検索機能の確保

可視性の要件



③電子取引の保存要件について改正後の取り扱い

結論：事務処理規定の備え付けを行うのが手っ取り早い！

1

タイムスタンプが付与された書類を受け取る

送信側、つまり、すべての取引先にタイムスタンプを付与して送ってもらう必要があるため、現実的な選択肢になり得ない。

2

タイムスタンプの付与

タイムスタンプの2大メーカーの仕様に互換性がなく「自社と異なるメーカーのタイムスタンプが付与されたPDFを受け取った場合に、自社でタイムスタンプが付与できない」など、運用が困難になる可能性がある（2020年12月時点の情報。詳細は各サービスベンダーにご確認ください）。

タイムスタンプ付与までの期限（7営業日）が設定されており、期限を延ばすには各事務処理に関する規定の用意が必要。

3

訂正削除の記録が残る／訂正削除ができないシステムの利用

電子メールやウェブサイトからダウンロードする場合は、人手を介さずに連携する必要があるため、現実的な選択肢になり得ない。

4

訂正削除の防止に関する事務処理規定の備え付け

タイムスタンプの付与のような期限の制限がなく、自社に合わせた事務処理規定を作成することで、業務に合わせた柔軟な運用が可能。

③電子取引の保存要件について改正後の取り扱い

(法人の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■（クラウドサービス）を利用した請求書等の授受
- 四

記載に当たってはその範囲を具体的に記載してください

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

国税庁HPにWORD形式のサンプルがあるのでそれを使用して作成。必要な情報は以下6点。

1、規定の管理責任者

2、電子取引の範囲

3、保存期間

4、対象のデータ

5、管理責任者・処理責任者

6、訂正・削除の確認方法、履歴の残し方

国税庁HP参考資料（各種規程等のサンプル）

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>



③電子取引の保存要件について改正後の取り扱い

真実性の要件

以下の措置のいずれかを行うこと

- ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
- ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
- ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

可視性の要件

保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

検索機能※を確保すること

※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要）
保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

③電子取引の保存要件について改正後の取り扱い

消費税の取り扱い

電子取引は令和4年からデータでの保存が求められますが、このデータ保存が消費税の課税仕入れの税額控除に必要な請求書等の保存に該当するのか？といった疑問が出てくるかと思います。

結論としては「**帳簿のみの保存で問題ない**」ため、総勘定元帳の作成のみで良いと考えられます。

国税庁のQ&Aによると

～現行、消費税の仕入税額控除の適用に当たっては、必要な事項が記載された帳簿及び請求書等（書面）の保存が必要ですが、取引金額が3万円未満の場合や、3万円以上でも「電子取引」のようにデータのみが提供されるなど、書面での請求書等の交付を受けなかったことにやむを得ない理由がある場合には、帳簿のみを保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。～

とあり、帳簿のみの保存で良いと考えられます。

③電子取引の保存要件について改正後の取り扱い

各種届出書の取り扱い

■申請内容を変更する場合

すでに申請している電子保存に関して、保存方法などの変更を行いたいときは、
「**国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書**」を作成し、
変更後の書類を添付した上で所轄の税務署に提出します。

■申請内容を取りやめる場合

すでに申請している電磁的記録等の保存について、電子保存を止めたい場合は、
「**国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書**」を取りやめる
よりも前に、所轄税務署に提出しなくてはなりません。

注意すべき点は、改正後の電子帳簿保存法の適用を受けるためには、
以前に提出していた申請を取りやめる必要があるところです。



最後に

新しい電子帳簿保存法2022年1月1日から施行となります。
厳しい罰則の対象とならないように、しっかり内容を確認してご準備をお願いいたします。

例えば・・

- ・「パソコンが苦手に対応できない」
- ・「この際経理の在り方も一緒に見直したい」
- ・「事務処理規定を作って欲しい」
- ・「スキャンをする自信がない」
- ・「経理業務が煩雑化し、この機会にクラウドを使って簡素化したい」

このような事業主様は、
弊社グループ、キークレアクラウド会計株式会社で令和3年12月からスタートする
“電子帳簿保存コンサル”や“スキャン代行” をお問合せください。